

大垣市地区計画区域（曽根町地区）内において建築等を予定されている方へ

○ 地区計画とは

地区計画とは、道路や公園の配置や規模、建築物の立地内容をみなさんと市が相談をして「まちづくり」のルールを、地域の特性に応じて定めるものです。

この制度を活用することで、みなさんの居住環境を「地区」レベルの視点で考え、その地区の特性に応じた「まちづくり」を進めることができます。

地区計画において定めることができる内容としては、

- ①道路の配置と幅員
 - ②公園や広場の配置と規模
 - ③緑の保全
 - ④建物の用途や規模
 - ⑤敷地面積の最小
- などがあります。

○ 曽根町地区の地区計画について

曽根町地区では、以下の内容についてルールを定めています。

- ①建築物の用途
- ②建築物等の敷地面積の最低限度
- ③壁面の位置
- ④建築物等の形態又は意匠
- ⑤垣又はさくの構造

また、この内容につきましては、みなさんの良好な都市環境を確保する目的で「大垣市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例」で定めています。

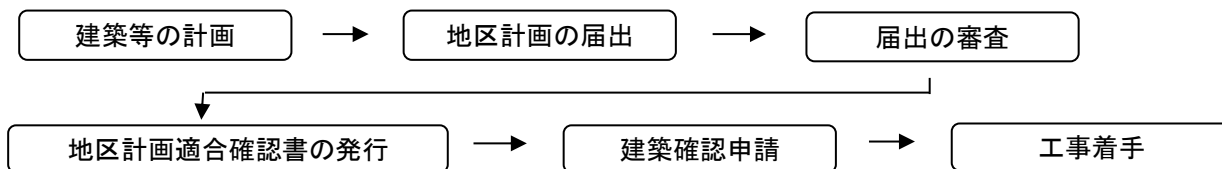
○ 土地利用に関する方針

建築物等の用途や壁面の位置等を制限することにより既存環境を保全し、敷地面積の最低限度を制限することにより不良な街区環境の形成を防止し、工業集積地として適正な土地利用を誘導します。

○ 地区計画区域内における手続きについて

この曽根町地区において建築等を予定されている方は都市計画法第58条の2による「届出」が必要です。
（※工事着手30日前までに届出が必要です。）

(手続きの流れ)



○ 地区計画の届出書について

届出書（当初届出書、変更届出書）及び記入例は次のとおりです。正副（各1部）提出して下さい。